

PPP展開のため、 いかにプラットフォームの 差異を乗り越えるか

PFI法の推進役として過去また現在に至るまで活動しておられる経済産業省の杉田定大氏、鳥取大学の光多長温氏、株式会社三井物産戦略研究所の美原融氏にお集まりいただき、PFIの現状、PPPの今後の展開に向けた、国、地方、民間のそれぞれのあるべき取り組みについて大いに語っていただいた（なお、本談では、出席者の個人としての見解を述べていただいている）。

司会 株式会社 東京リーガルマインド代表取締役 反町勝夫



すぎたさだひろ
杉田定大氏

経済産業省通商政策局アジア大洋州課長
(前大臣官房政策企画室長)

1955年生まれ。1980年通商産業省入省。経済協力、中小企業政策、地域開発政策、流通政策などに従事。1997年初代新規産業課長として、店頭市場改革、ストックオプション税制の創設などベンチャー支援策を取りまとめ、実施。その後、大臣官房政策企画室長としてNPOや官民パートナーシップ施策などを担当。現在は、東アジアとの自由貿易協定締結などの仕事に従事。2002年4月より早稲田大学客員教授を兼務。主な編著書に『21世紀に向けた近畿新産業ビジョン』(通商産業調査会出版部・1995)、『PFI入門 - 「日本版PFI」実現のために』(商事法務研究会・1998)、『日本版PFIガイドブック』(編著/日刊工業新聞社・1999)、『21世紀の行政モデル 日本版PPP』(東京リーガルマインド・2002)など。



みつたながはる
光多長温氏

鳥取大学教育地域科学部教授
日本版PPP研究会WG座長

1943年生まれ。東京大学経済学部卒業、日本開発銀行(現・日本政策投資銀行)入行、同行名古屋支店長、株式会社富士通総研常務取締役を経て現職。内閣府民間資金活用(PFI)推進委員会専門委員、通産省民間主導型インフラ研究会座長、経済産業省日本版PPP研究会ワーキンググループ座長、国および地方自治体のPFI事業の審査委員の兼職もある。主な著書に、『社会資本の地域限界生産性分析』、『都市開発と税実務』(中央経済社・1991)、『日本版PFIガイドブック』(編著/日刊工業新聞社・1999)、『21世紀の行政モデル 日本版PPP』(東京リーガルマインド・2002)など。



みはら とおる
美原融氏

株式会社三井物産戦略研究所
プロジェクト・エンジニアング室長

1950年生まれ。1973年一橋大学卒業。三井物産株式会社入社、プロジェクト輸出・インフラ投資案件等を手がけ、1995年初頭以降、政府省庁のPFI検討委員会に参加。1999年以降内閣府民間資金等活用事業推進委員会専門委員。2001年より経済産業省日本版PPP研究会委員。その他さまざまな省庁・自治体等のPFI・PPP研究会・検討会委員・アドバイザー等を歴任。主な著書に『21世紀の行政モデル 日本版PPP』(東京リーガルマインド・2002)。

歩きながら考える

反町 本日は経済産業省「日本版PPP研究会」のメンバーで、PFI法成立の推進役として活躍され、かつ現在においてもその推進に貢献されているみなさまにお集まりいただき、PFIの現状と課題、またPPPへの展開に向けて、求められる

取り組みについてうかがってまいりたいと思います。まずPFI法制定に着目された経緯についてお聞かせください。

杉田 私は1996年から1年間海外のBOTプロジェクトにかかわる機会があり、BOTプロジェクトやプロジェクトファイナンスに日本勢がかかわることができないか模索したのですが、残念ながら当時の

日本には担い手になる企業、仕組みをつくったり運営を担える企業や人材がほとんどいなかったわけです。国内の規制緩和が、電力、ガス、通信などあらゆる面で遅れていました。その後、新規産業課長に就任し、日本国内でも欧米・アジア同様な流れになると見込んで、光多さん、美原さんに協力を求めました。そ

して通商産業省(当時)として取り組むことになり、日本版PFI研究会¹を立ち上げました。やがて自由民主党(以下、自民党)から議員立法でPFI法をつくるから手伝うように、というご指示があり、われわれの研究会でまとめた成果を自民党の案文に盛り込んでいただきました。法案作成にあたって、研究会のメンバーの知恵をお借りしましたので、いわば官民協働の法律です。法律案策定の過程において民間の実務者の方々から形式的にはなく、これだけしっかりとご意見をうかがったプロセスは珍しいと思います。

美原 透明性、公開性、公平性、あるいは効率性原則、客観主義、契約主義等、PFI法が示した手続のあり方や考え方には従来の法律にはない斬新なものがあると思います。ただ、PFI法は実施法の性格を備えた基本法で、例えば国有財産法、地方自治法などの管理法・業法にまたがる一般法の規定を凌駕できないという根本的な制約要因があります。あるいは、一般法の規定と矛盾する項目を、本来明確に法の附則等で定義しておくべきだったのかもしれませんが、それができていない。また、運営やサービス側面の強調は相対的に薄く、資本整備に特化した法律になったという面もあります。このような課題はあるがそれでもとにかく実践、その過程で問題が起きたらその都度考えていこうというかたちで進んできたのが実態でしょう。

杉田 関係各省と調整しながらつくりましたが、他の法律との整合性などで難しいところがありました。ただし、法律ができなければPFIは動きようがなかったわけで、それなりに意味は大きかったと思います。

美原 いろいろな問題を抱えながら実践が図られ、多くの案件が実現しているわけですが、政策的には成功です。新たなマーケットをつくることができました。また、公と民の関係について、効率的・効果的な社会資本整備のあり方や財政負担の縮減、あるいは補助金のあり方等、

官民みんなで考えようという大きな運動を起こす契機になったことは間違いありません。

光多 当初PFI法には三つのキーワードがありました。新しい産業を興すこと、規制改革、そして財政改革です。法律として、やや乱暴な部分があることは事実ですが、それが本来の法律というものかもしれません。

杉田 当時、光多先生がよくおっしゃっていたのは、これはパスファインディングだ。最初に道を歩むのだから、チャレンジして、歩きながら変えていけばいい、と。参考にしたイギリスはまさしく慣習法(コモンロー)の世界で、PFIについても歩きながら制度を変えています。わが国のPFIにしても、運用指針や規範のあり方²は工夫を重ねていくことが必要でしょう。PFI法も立法からそろそろ5年経ちます。附則には施行後5年以内(平成16年まで)の見直しが規定されており、大幅に見直す時期を迎えているかもしれません。

多様な主体と事業手法

反町 わが国におけるPFIの現状をどのようにご覧になっていますか？

美原 本年6月の時点で実施方針策定済案件がすでに105事業あり(国が23件、地方公共団体が81件、国も同時に管理者となる事例を含む、その他の公共法人が1件)、うち約半分が契約済ですが、その9割がBTO³・箱物・割賦リース型⁴というワンパターンな組み合わせです。本来、もっと多様なあり方や考え方が存在してしかるべきですが、公的セクターの財政負担平準化のニーズが高いことや税負担の課題、あるいは制度上の制約等が現存し、かかる手法をとらざるを得ないというのが実態なのでしょう。

光多 当初、われわれはもう少し広いかたちを考えていましたが、事業主体や事業方針が硬直化して、施設整備型にシフトした面は否めないと思います。ベースとなる行政制度、財政制度を「プラット

フォーム」と言っていますが、やはり、欧米、特にイギリスと日本とはそこが根本的に違う。そこにPFIという同じコンテンツを乗せてみたら、出来上がったかたちはだいぶ違っていたという印象があります。

反町 より広いかたちとは、イギリスにおけるPPPのようなイメージですか？

光多 そうです。イギリスでは保守党から労働党に政権交替してPFIからPPPに大きくシフトした。それを横に見ながら、日本でも公共サービス、行政サービス全般にわたって民間を活用するかたちを考えるべきではないかと。以前からそういう発想は深層にありましたが、そういう考え方が顕在化したのが2~3年前です。

美原 イギリスでは新規施設整備を伴う事業だけではなく、既存施設の運営・維持更新投資、施設を伴わない公共サービスの提供、あるいは公的資産を活用しながら新しい付加価値やサービス提供を創出する事業など多様なタイプがあり、それらを総称してPPPとしています。官民連携の範囲、手法、考え方に多様な選択肢があることが特色でしょう。

光多 イギリスのPPPは事業主体、手法ともに実に多様です。手法としてはPFIのほか、アウトソーシング、ジョイントベンチャー、GOCO⁵、民営化のスキームも含みます。それらの手法によって公共サービスのうち可能なものは全面的に民間に委ねています。徴税代行まで行っている。

反町 日本のPFI法はイギリス流のPPPや役務(サービス)の提供のみを主とする類型のものも範囲に含むのでしょうか？

杉田 私たちとしては、現行のPFI法はアウトソーシングやコントラクティングアウト⁶、あるいはハードの建設を伴わないサービス・タイプのPFIを措置する法律ではないという理解です。今後、サービス・タイプのPPPを推進していくには、新たにPPP法を立法するなり、PFI法を改正

するなり、何らかの工夫が必要だと思えます。

光多 PPPを考えると大切なのは税金をいかに使うかという観点であり、二つの面を考慮しなければなりません。行政サービスの効率化と住民サービスのレベルアップです。逆に言えば、今まで日本では行政サービスの効率化があまり重視されてこなかった。サービス水準にしても、満足できなくてもそもそも住民の側がそれほど期待していなかった。お上からいただくサービスという感覚だったということです。

美原 しかし、今や日本にも確実にニーズはあるはずです。事実、先進的な自治体では従来の伝統的な枠にとらわれず、公共施設や公共サービスのあり方を模索するようになっていきます。今国会で地方自治法の一部が改正されました⁷が、公共サービスや行政サービスの民間委託へのニーズは恐らく今後高まるでしょう。

公物に関する考え方

反町 ただイギリス流のPPPを推進していく上では、イギリスと日本とのプラットフォームの差が根本的な障壁になっているということでしょう。

光多 日本とイギリスでは行政制度、財政制度、あるいは政治制度も異なり、さらには国民のものの考え方も違う。それをいかに克服していくのかということが課題です。

反町 プラットフォームの差ということでは、日本はドイツの大陸法規的な行政概念が前提になっていますね。

光多 昨年、ヨーロッパを訪れましたが、やはりドイツに行くと、議論の土俵が同じという感覚に陥るわけです。しかし、公物の考え方など日本は近い面があり、PPPの推進にさまざまな足かせがあるものの、民営化を主たる手法として郵便、通信など分野で積極的に改革を進めています。

反町 日本はドイツ公法を導入しました

からね。イギリスなどアングロサクソン諸国はそもそも公物という概念がないそうですね。

美原 大陸系諸国の中でもフランスは中間ですね。公産(domaine publique)といって公物にあたる概念もありますが、ドイツよりプラグマチック(実用的)に物事をとらえるところがある。伝統的に公共サービスを民間委託する歴史があり、具体的手法として、単純業務委託⁸、業績連動型委託⁹、アフェルマージュ¹⁰、コンセッション¹¹などがあります。

反町 日本でも民間の側はイギリスに近い発想だと思いますが、PFI法制定やその解釈で問題があるとすれば、行政法体系の違いから生じる障害ということでしょうか。

美原 日本は明治以来、公と民を分離する法体系をつくり上げ、公のあり方は行政法として特異な発展をしてきたため、そこをなかなか乗り越えられない。ただこれだけPFIが普及した事実は潜在的ニーズの存在を証明することでもあるはずです。わが国はこれまで公益性や公共性を大義名分として官依存の社会をつくり上げてきた。結果として現代に至る豊かさを築いたが、公共部門があまりに肥大化し、民間の活力を削ぐとともに、本来あるべき社会的な選択肢を狭めてしまったということでしょう。しかし民間セクターの成熟度の進展や国民の理解もあり、民間に委ねていこうという機運が盛り上がっているのが構造改革の実態です。PFIやPPPは手法で、企業やNPOは主体ですが、全て公的部門、企業セクター、市民社会とのインターフェースに着目しており、サービス提供にかかわる社会的な選択肢を増やし、経済社会を活性化しようとしているわけです。このインターフェースの中で継続性、安定性、公益性を保持しながら、多様なサービス提供の枠組みや主体を考慮することは現代社会においては必須の要素になってくるということでしょう。

杉田 価値観が多様化する中、何が公

益であるか確定することが難しくなっているということで、昨年、産業構造審議会NPO部会で、「新しい公益」¹²を提唱しました。その中で、新しい公益とは単なる福祉国家への回帰ではない。行政、企業、NPO、個人というように多様な主体が支える社会である。ただし支える手段は従来の税金だけではなく、NPOに対する寄付を通じて、あるいは受益者が料金を支払い、民間やNPOに公共サービスの肩代わりをしてもらう方法もとる。それが21世紀の公共・公益のあり方ではないか、そういう結論でした。私たちが考えるPPPもこのような新しい公益を志向しているわけです。

個別業法の壁

反町 同じ大陸法系の国であるフランスにも、例えばアフェルマージュのように受益者がサービスのコストを負担するようなシステムがあるということですが。

美原 アフェルマージュをなぜ日本でできないのか。総合規制改革会議で議論する機会があり、なるほどな、と思ったのですが、水道法を例にとってみると、従来より民間参入は規制されておらず、関連自治体の議会の議決と厚生労働大臣の認可があれば、参入もできれば民間事業者に対する営業譲渡もできます。即ち「民営化」も可能です。平成14年施行の改正水道法では浄水場等の基幹施設の技術的側面にかかわる民間に対する全面委託は認めています。受益者との関係を持つことや水運用全般に対する委託は認められていません。もちろんこれは民間が例えば営業譲渡を得て水道事業者になった場合はできます。つまり、地方自治体が自らの判断で契約行為により公益性を担保する考えをとり「水道資産は行政財産。料金のあり方、継続投資のあり方は契約で定め、議会の承認を得る。しかし料金収受も運営も経営も、利用者との関係も全て民間に委ねる。但し適切なモニタリングは実施す

る、そういう契約関係に依拠した中間的な考え方をとれない。フランスにおけるアフェルマージュはまさにこの中間的な考え方ですね。管理者すなわち水道法の場合には水道事業者になりますが、これを厳格に規定し、あるべき公共の選択肢を法により狭い範囲に限定してしまっているというのがわが国における公物管理の大きな制約要因になっているということです。本来、経済や地域のニーズに合わせた多様な社会的選択肢を用意すべきですが、公物管理についてはこのように個別業法でさまざまな制約措置があるというのが実態になります。

反町 個別業法を次々に改正するのが難しいとすれば、構造改革特区を活用する、あるいは各業法を定める国の法令より自治体の条例が優先する条例を制定するという決断をしない限り難しいということでしょうか。今や日本再生の鍵は地方自治体の改革にあります。国と平等な自治体主流の時代です。かつて公害が地方に蔓延したときに、法律の規制範囲を超えた「上乘せ条例」や「横出し条例」が適法とされました。新規産業の点で、同じ状況にあります。

光多 かつての日本は欧米に対して社会資本整備が遅れていたため、国が一元的、排他的に整備していく。そのために業法を定めることが必要だったわけです。

美原 先ほどの水道で言えば、すでに全国で93%の面の整備がなされ、新たな整備はほとんど残っていません。重要なのは既存施設の効率化・合理化でなおかつ社会資本の更新需要にあり、財政負担を縮減しながら、多様な手法・仕組みでこれを実現していくことです。経営規模を拡大したり、委託の手法を考えなければ、効率化はできない。既存の社会資本の維持更新投資負担はどんどん大きくなっていくわけです。そこをどうするか問題ですね。

反町 業法はその業界の秩序ある発展を図るためにつくった法律です。環境変



化により、その業界に役立たなくなった、参入阻害等の要因になったりしたら改正や廃止すべきです。刑法や民法など倫理や商行為といった普遍的な価値の体現としての法律と同じように扱うことはありません。歴史的使命を終え、桎梏となっている業法について、「この条項は制定当時の立法事実はずでに消滅している。だからこう改正しなければならない」というように立法技術論的な対応が求められますね。それがまさに議会制民主主義に期待される機能だと思えますが。

地方と国の役割

杉田 もうひとつ大事なのが官と民の関係で、例えば政府調達あり方です。現行の会計法は物品を調達する、建物を建てるというハード志向型の調達制度ですから、サービスを買う発想が入っていない。よく指摘されるのは、会計法上の調達は最低価格制度が大原則で、総合評価落札方式¹³もそれを前提としている。それで本当にいいのか、ということです。サービスも技術レベルを斟酌しながら、それと価格とを見合いながら調達していく新たな手法が求められます。

反町 PFIの入札における対話性・交渉性と競争性の関係についてはいかがお考えですか？

杉田 やはり競争性の確保は大切に

す。PFIは明らかに民間にコンセッションを与えるものですから、透明性、公平性、予見可能性を担保し、不公正な取引や談合を防がなければならないと思います。それをいかにシステムの中に織り込んでいくのが重要です。

反町 政府調達のあり方として、公共サービスの提供について、イコールフットイングを確保した上で官と民の間でもっと競争していくということもありますね。

杉田 イギリスでは一時期、CCT¹⁴制度がありましたし、アメリカでもA76¹⁵で行政サービスについて民と公の競争で決める取り組みが始まっています。日本も見習うべきでしょう。「公共サービスに関する官民競争促進法」が必要になってくるでしょう。

また調達部局には政策部門と実施部門を分けていくことが求められます。政策部門はスリムでいいのですが、いわゆる調達庁にあたる実施部門にはそれなりに人を割くべきでしょう。イギリスには人員の充実した調達庁があります。

反町 効率性とサービスの質的向上を推進するためには、それなりの実施部門が新たに必要になるということですね。

杉田 「大きな政府」を望むという意味ではありませんが、レギュレーターとしての政府の役割は国にも地方にもあり続けるはずで、公共セクターをポリシー（政策部門）と実施部門に分離する。ポリシーにはレギュレーターとしての役割

があります。入札を含めて、最小限の行政サービスがきちんとされるか点検する。ただ、そのレギュレーターは役人である必要はなく、アウトソーシングしたり、外部から監査などのかたちで入っていただく方法もあります。機能としては監査は公共セクターに求められるところです。「官民競争促進法」の考え方の下では、公正取引委員会的な「競争促進委員会」が必要になるでしょう。

光多 チェックや評価ということでも日本の場合、蓄積が浅い。公共サービスの成果測定の部分も弱いですね。

反町 地方分権が進む日本で、地方における個別のPFI事業の是非についていかにチェックするか、そういう問題提起があります。イギリスでは中央政府がチェック機能を果たしているようですが。

杉田 地方自治体の首長は「大統領制」で、リーダーシップをとりやすい反面、首長が交替したとき、政策の安定性をどのように確保するのかという問題があります。特にPFIやPPPのように長期にわたるものでは継続性、安定性が不可欠です。民主主義のシステムの中で、例えば首長が替わっても事業が継承される。議会承認を得るといったシステムを整えることも大切でしょう。

光多 プラットフォームに関して、日本とイギリスでは予算・会計制度も違います。イギリスには複数年度予算制度があり、施設整備だけでなく、雇用人数とか、行政サービスの内容などを含んだプログラムに対して補助金を出します。日本の補助金は、施設整備に対して何%の補助率というかたちです。

杉田 今、地方分権会議などでも三位一体の議論がありますが、国の補助金制度は施設をつくる時自治体に対して出します。しかしPFIやPPPの場合には、現行の補助金制度では公共事業者と民間事業者とで必ずしも補助を受ける機会が同等ではありません。自治体の保育園には補助が出るが、民間事業者のものには出ない。イコールフットイングの

ため、国から直接住民に補助金を渡して、利用者が選択してもらってはどうか。そういったことまで視野に入れ、補助制度の抜本的な改革を考えるべき時代ではないでしょうか。

さらに憲法第89条¹⁶の解釈をめぐる議論もあります。憲法は本当にそれを制限しているのか、しっかりとした議論をやり直さなければなりません。もちろん経済財政諮問会議や総合規制改革会議でもそういう認識で議論されています。

美原 日本のプラットフォームにはいろいろな制約要因があります。税制の歪みもある。公共が施設を所有すれば固定資産税が課せられないが、民間の場合は負担が生じます。もっともこの費用は当然サービス対価に反映されることから非合理的になってくるわけですね。

反町 むしろ公と民の所有形態で区分するより、公・民を問わず、サービスを提供しているすべての主体に企業会計原則を強制適用して、利益に対して法人税を納めさせてはどうでしょうか。

美原 なるほど。イギリスでは、保健省が資本コストの価値をNHSTラスト¹⁷に徹底して分らせるため、会計処理上、一定のコストを無理やり資本計上させて、それを保健省がいったん吸い上げていきます。最終的には別枠で同じ金額を戻すのですが、評価のために徴収する。これは資本というものは費用がかかるという事を理解させるために意図的にやっているそうです。

反町 そうすれば、法人税の検査のためにも国税庁が会計・税務について関与することになります。このサービス水準のため、これだけのコストをかけていると一目瞭然で分かる。言うまでもなく財政赤字に対する財源確保ということでも大きな意味を持ちます。

公務員のあり方

反町 日本で「官製市場」の事業を民間に移そうとするとき、公物の概念から

生じる法律の壁に加えて、官製市場で働いている人たちの既得権益という二重の壁があります。イギリスには民間委託に際して、公務員の雇用条件が維持されるTUPE制度¹⁸など公務員の扱いの検討も進んでいるようですが。

光多 私が強調したいのは、行政の方の発想の仕方、仕事の仕方が変わらなければならないということです。行政が民間を使いこなすには、一定のレベル、資質、考え方の変化が求められ、行政がしっかりしないまま民間に委ねていけば、日本全体のシステムが揺らぎかねません。

杉田 従来はいらなかった金融の知識などが必要になっていますね。あるいはプロジェクト・ファイナンス、企業会計原則も分からないとベストな調達先の選択が判断できない。

美原 透明、公正なプロセスで競争を実現するには、その担い手にそれ相当の知見、考え方、ノウハウが要求されます。また実務としては最終的に契約のかたちにおとさなければならない。それでもPFI法以降、実務契約の考え方はかなり官民間で根付いてきたようです。従来、条件は約款通りで、紙1枚で判子を押してただけでしたが、契約書が厚くなりつつあります。むしろ日本では民・民間の方が相変わらず「双方誠意ある協議云々」のままですが。

光多 今後、公務員に要求される仕事の仕方、資質、行動原理が違ってくるはずですが。今までは国の制度を勉強し、規則に則って正確に行うことが求められたが、これからは民間をうまく使ってよいサービスを安く調達することが問われる。しかし、日本の公務員にはそういう感覚が醸成されているとは言えず、能力の蓄積もない。

美原 国でも地方のレベルでも官民がさらに交流しなければなりません。そうしないと、知識や経験を共有できない。官の側は民間をどう活用するかという知恵が浮かばない。

杉田 官民交流法¹⁹がありますが、まだ限定的です。調達で恣意的な優遇などあってはならないわけで、一定のルールは必要ですが、官民交流の必要性は私も強く感じます。

反町 もう一方のプレーヤーである民の事業者についてはどのようにお考えですか？

杉田 冒頭で申し上げましたように、私は日本における総合サービス・マネジメント会社の登場を望みたいと思います。サービス産業はその国の文化を体現します。フランスのヴェオリア(旧ビベンディ)、イギリスのSERCOといったサービス・マネジメント会社は、それぞれの国の文化や教育を売っている面があります。本来、日本人はきめ細かい良質なサービスを提供でき、またそれを海外で展開したり、ITと組み合わせるポテンシャルもあるはずで、にもかかわらず、それらを使い切れず、国内外にこれだけビジネスチャンスがあるにもかかわらず、つかめない。

光多 昨年イギリスに行った際、行政サービスを提供する事業分野の企業の蓄積の違いをつくづく感じました。事業者は行政のことも公共サービスのこともよく理解し、公益的な仕事にかかわっているプライド、信念も持っています。もう一つ大切なのは、民間でビジネスを支える人的インフラです。金融コンサル、技術アドバイザー、法律・会計士事務所などの蓄積もイギリスとわが国は大きく異なります。今後、日本でもビジネスチャンスになっていく分野です。社会的貢献度の高い分野でもあり、ぜひ専門職の方々に積極的に参加していただきたいですね。

杉田 製造業では世界に伍していける立派な日本企業があるのに、サービスの分野は弱い。サービス貿易の領域において、海外で競える事業者がほとんど存在しません。それはおそらく日本国内の規制によって守られ、国内だけでそれなりの利益を上げられたところに原因があるのでしょうか。日本のサービス業は海外でもまだまだ伸びる余地があるというこ

とでもあります。

美原 リソースはそろっている。潜在的にわが国にないものは本当はないんですけどね。

杉田 それをわざわざ自らの手で縛り、規制をかけている。PFIやPPPでも、国際的な競争に勝ち、海外で稼ぎ頭になってくれる事業者ができる機会があるのに、みすみす見逃している。そういう意味でも、規制改革を速やかに進めるべきです。今後、規制改革が進みつつある水道事業などは海外に展開していくものと考えます。

反町 フランス、イギリスにあるようなサービス・マネジメントの産業を日本に興さないといけない。しかもその人材と環境は

熟している。

光多 プラットフォームの差が大きいと発言しましたが、決して悲観しているわけではありません。PFIについて議論をしていたとき、目の前に大きな山があるが、それを登ろうではないか、と熱い議論をした経緯があります。今、PPPというさらに大きな山が立ちふさがっている感がありますが、決して越えられない山には見えない。

反町 今、PFI法やPPPの手法の導入をきっかけに、小さな政府に向けた大きなうねりを起こすビッグチャンスの時期到来ということですね。本日はご多忙のところお集まりいただきましてありがとうございました。

- 1 日本版PFI研究会：通商産業省(当時)内に設置され、行財政改革の一環としての新たな官民連携によりインフラ施設や公共施設整備手法の検討を行い、PFI法制定に際し貢献した研究会。
- 2 運用指針や規範のあり方：実務上の運用指針や共通的な規範のあり方は、ガイドラインと称され、法的拘束力を持たない。PFIに関してはPFI法第21条を根拠とし、民間資金等活用事業推進委員会がガイドラインを作成している(9頁・資料参照)。
- 3 BTO[Build Transfer Operate]：施設の建設終了後、施設の所有権を公共に移した上で運営管理は引き続き民間が行う形式の契約類型。
- 4 割賦リース型：施設の整備代金の利付を延払いで、限りなく施設整備財源を民間から借り入れるかたちのも。
- 5 GOCO[Government Owned Contractor Operated]：一種の公設民営で、施設の所有権は公共が保持しながら、当該施設の運営・維持管理等は一括して民間に委ねる方式。
- 6 コントラクティングアウト(Contracting Out)：外部業務委託契約、すなわち契約行為により一定の業務やサービスの提供を民間企業に委ねること。
- 7 地方自治法第244条の第3項が改正されたことにより、公の施設について「法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの」が管理できることとなった。
- 8 単純業務委託(Gerance)：施設等の運営維持管理に関わる業務と並行して料金徴収を行なうもの。委託料は固定。契約期間は概ね3～5年で、民間事業者は運営リスクを負わない。
- 9 業績連動型委託(Regie Interessee)：施設等の運営維持管理に関わる業務と並行して料金徴収を行ない、委託料は料金の回収率に応じて支払われる形式のもの。契約期間は概ね3～5年で、民間事業者は運営リスクを負わない。
- 10 アフェルマージュ(Affermage)：リスク移転型委託。資産の所有権は公共にあり、施設維持更新投資や管理・運営等を事業者の自己リスクで行なうもの。契約期間は概ね10年～15年。
- 11 コンセッション(Concession)：資産の所有権は民間にあり、施設の運営のみならず、建設、所有にかかわるリスクを含めて民間が責任を持つもの。契約期間は投資回収期間を含むため、一般に25年～30年。
- 12 新しい公益：公益を実現する主体として、行政だけでなく、個人や企業、NPO団体等もその対象とする考え方。
- 13 総合評価落札方式：入札にあたり、価格ばかりでなく製品やサービスの性能、機能、企業の信頼度、アフターサービス等の提案内容を総合評価し、落札者を決定する方式。
- 14 CCT[Compulsory Competitive Tendering]：強制競争入札。中央政府が指定する自治体の業務について、地方公共団体と民間企業で競争入札を行なうもの。行政も一業務者として入札に参加し、競争条件の下に置かれる。
- 15 A76：米国防務行政管理予算局(OMB)が1996年に制定した内部通達文書。公共サービスの予算削減や行政効率の向上を求める納税者の声を背景に、連邦政府本来の業務を除くあらゆる連邦政府による行政サービスを民間へのアウトソースの対象にする目的で、官民競争や数値目標を設定する内容。
- 16 憲法第89条：「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」
- 17 NHS[National Health Service]トラスト：英国における医療行為の担い手で公的部門に属するが国とは離れたエージェンシー。保健省がトラストより医療サービスを購入する手法で医療費は国が負担する。
- 18 TUPE[Transfer of Undertaking Protection of Employment Regulations]制度：1981年に被雇用者の既得権益にかかわるEU指令に基づき英国国内法で定めた法。官民を問わずM&A等で雇用者の変更に基づく被雇用者の雇用条件の保護を目的とする。
- 19 官民交流法：正式名は、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」。平成11年12月22日成立。平成12年3月21日施行。任期付き任用の制度を定めた法律。これで国家公務員が企業へ、企業の人材が国家公務員として行政機関へ派遣されるようになった。この法は国家公務員が対象で、地方公務員は適用されない。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com